

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 14 日

名古屋地方裁判所岡崎支部執行係

裁判所書記官 尾 崎 秀 樹

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 29 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 5 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 12 日 午前 10 時 00 分 場 所 名古屋地方裁判所岡崎支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 3 日 午後 1 時 00 分 場 所 名古屋地方裁判所岡崎支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 19 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 19 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の指定口座に金銭を振り込んだ旨の保管金受入手 続添付書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫 の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許 可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができ ます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	17,960,000 14,368,000	一括	3,592,000	352,984	0
1	15,720,000				
2	2,240,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 西尾市小島町郷前
 地 番 1 1 1 番
 地 目 宅地
 地 積 1 4 6 6 . 0 2 平方メートル

- 2 所 在 西尾市小島町郷前 1 1 1 番地
 家屋 番号 1 1 1 番
 種 類 倉庫・事務所・作業場
 構 造 鉄骨造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 1 4 4 . 3 6 平方メートル
 2 階 6 8 . 7 6 平方メートル
 (未登記附属建物)
 種 類 便所
 構 造 木造スレートぶき平家建
 床 面 積 約 3 平方メートル



物件明細書

令和 8年 9月17日

名古屋地方裁判所岡崎支部執行係

裁判所書記官 尾崎 秀 樹

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地（地番 1 1 2 番）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 西尾市小島町郷前
地 番 1 1 1 番
地 目 宅地
地 積 1 4 6 6 . 0 2 平方メートル
- 2 所 在 西尾市小島町郷前 1 1 1 番地
家屋 番号 1 1 1 番
種 類 倉庫・事務所・作業場
構 造 鉄骨造スレート葺2階建
床 面 積 1階 1 4 4 . 3 6 平方メートル
2階 6 8 . 7 6 平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 便所
構 造 木造スレートぶき平家建
床 面 積 約3平方メートル



令和 8 年(4)第 19 号

令和 8 年 6 月 12 日受理

令和 8 年 7 月 16 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 岡崎支部

執行官 岩 尾 正 昭

物 件 目 録

- 1 所 在 西尾市小島町郷前
地 番 1 1 1 番
地 目 宅地
地 積 1 4 6 6 . 0 2 平方メートル
所有者
- 2 所 在 西尾市小島町郷前 1 1 1 番地
家屋 番号 1 1 1 番
種 類 倉庫・事務所・作業場
構 造 鉄骨造スレート葺2階建
床 面 積 1 階 1 4 4 . 3 6 平方メートル
2 階 6 8 . 7 6 平方メートル
所有者

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物配置図(概略)のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者(特別代理人) 上記の者が本件土地上に下記建物を所有して、占有している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類: 便所 構造: 木造スレートぶき平家建 床面積: 約3㎡(概測) }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者(特別代理人) ☐ その他の者 上記の者が本件建物を空き家の状態で、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 南西側に未登記附属建物(木造スレートぶき平家建便所、床面積約3㎡(概測))がある。 ☒ 南西側に簡易物置2個が、それぞれある。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物配置図(概略)のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1 関係)			
占有範囲		■全部	
占有者		■債務者兼物件2所有者 (特別代理人)	
占有状況		■敷地 □駐車場 □ □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □寄宿舍	
■関係人(■A (占有者) ■B (所有者) の陳述/□提示文書) の要旨			
占有権原		□賃借権 ■使用借権	
占有開始時期		昭和63年11月ころ	
最初の契約等	契約日	昭和63年11月ころ	
	期間	昭和63年11月ころから ■期間の定めなし	
更新の種類別		□合意更新 □自動更新 □法定更新	
現在の契約等	期間	昭和63年11月ころから ■期間の定めなし	
	貸主	■所有者 □その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 □その他の者 ()	
	賃料・支払時期等	毎月金 円 (毎年 月 日限り 分を持参して支払) □前払 (分 円) □相殺 (分 円)	
敷金・保証金		□ない □ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		□譲渡・転貸を認める □	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (特別代理人)	(電話回答要旨) 1 私は、大辰株式会社（以下「大辰」という。）の特別代理人です。 2 私が、物件2を管理占有しています。物件2は、現在、空き家の状態です。 3 物件1を物件2の敷地として使用するにつき、物件1の所有者であるAとの間で、賃料等のやり取りはありません。期間を定めることなく無償で借りています。
■ B (物件1所有者)	(電話回答要旨) 1 私は、物件1の所有者です。物件1は、もともとは、私の父の所有でしたが、昭和63年11月ころ、相続により、所有権を取得しました。 2 私は、大辰の元代表者です。大辰は、軍手の製造販売を主な業務内容としていましたが、令和4年ころから業績不振となり、令和6年8月ころに廃業しました。令和6年8月ころから、物件2は、空き家の状態です。 3 物件2は、大辰の事務所や倉庫等として使用していましたが、令和元年ころからは、主に在庫品の倉庫等として使用していました。現在も在庫品等がそのまま残置されています。 4 大辰が物件1を物件2の敷地として使用するにつき、大辰との間で、賃料等のやり取りはありませんでした。また、現在も、Aとの間で、賃料等のやり取りはありません。期間を定めることなく無償で貸しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1, 2の占有関係は, 関係人の陳述及び執行官の現況調査の結果等から2, 3枚目に記載のとおりと認められる。
- 2 物件1は, 物件2の敷地となっている。物件1は, 北東側, 北側及び北西側が, それぞれ道路に接面している。物件1の西角には, 境界杭が認められたが, 東角, 北側東角及び北側西角には, いずれも一見して, 境界杭等を認めることができなかった。なお, 南角については, 立ち入ることができなかったため, 境界杭等を確認することができなかった。物件1の南西側(155番の土地)は, 用悪水路となっているが, 物件1と南東側隣地(112番の土地)との境界は, 不明確である。
- 3 物件2は, 建築後53年が経過しており, 建物内外に経年相当の汚れ, 傷, 劣化等が散見される。
- 4 物件2の南西側に未登記附属建物(木造スレートぶき平家建便所, 床面積約3㎡(概測))がある。
- 5 物件2の南西側に簡易物置2個が, それぞれある。
- 6 物件1の北西側に庭石がある。
- 7 物件1の南西側は, 雑木や雑草等が繁茂しており, 手入れされていない荒れ果てた状態になっている。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年6月17日 (水)	(郵便)	住民票取寄 (岡崎市役所)
8年6月18日 (木) 13:30-13:40	名古屋法務局岡崎支局	登記関係書類取寄
8年6月18日 (木) 14:50-15:10	目的物件所在地	物件確認, 写真撮影 (外観), 占有状況調査
8年6月18日 (木) 16:10-16:20	(電話)	占有状況等調査 (A)
8年7月7日 (火) 13:50-14:40	目的物件所在地	(立入調査) 間取確認, 写真撮影 (屋内外), 評価人同行
8年7月15日 (水) 15:10-15:20	(電話)	占有状況等調査 (B)
年 月 日 ()		

(特記事項)

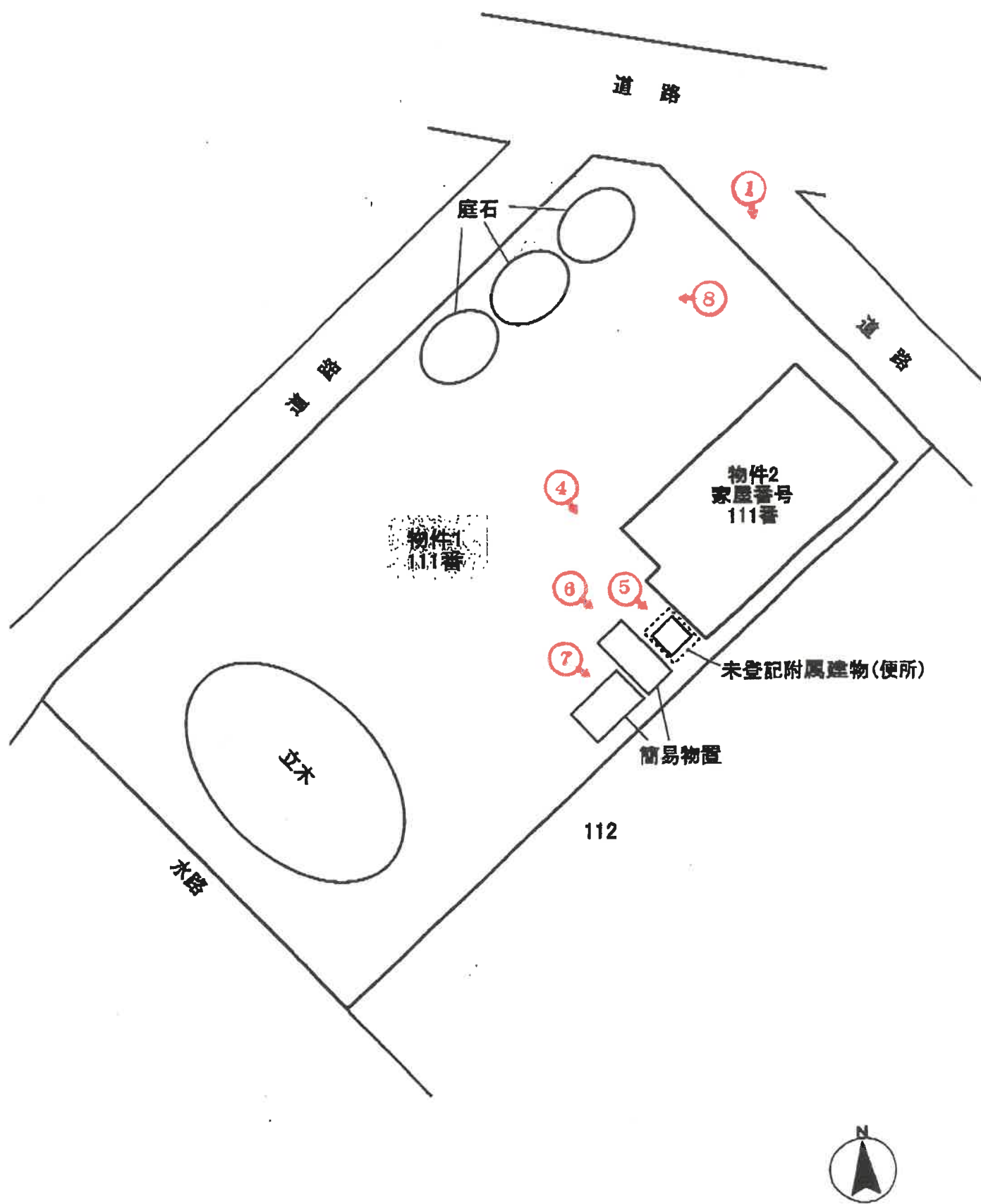
☐ 令和 年 月 日
本件建物は全戸不在で, 施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

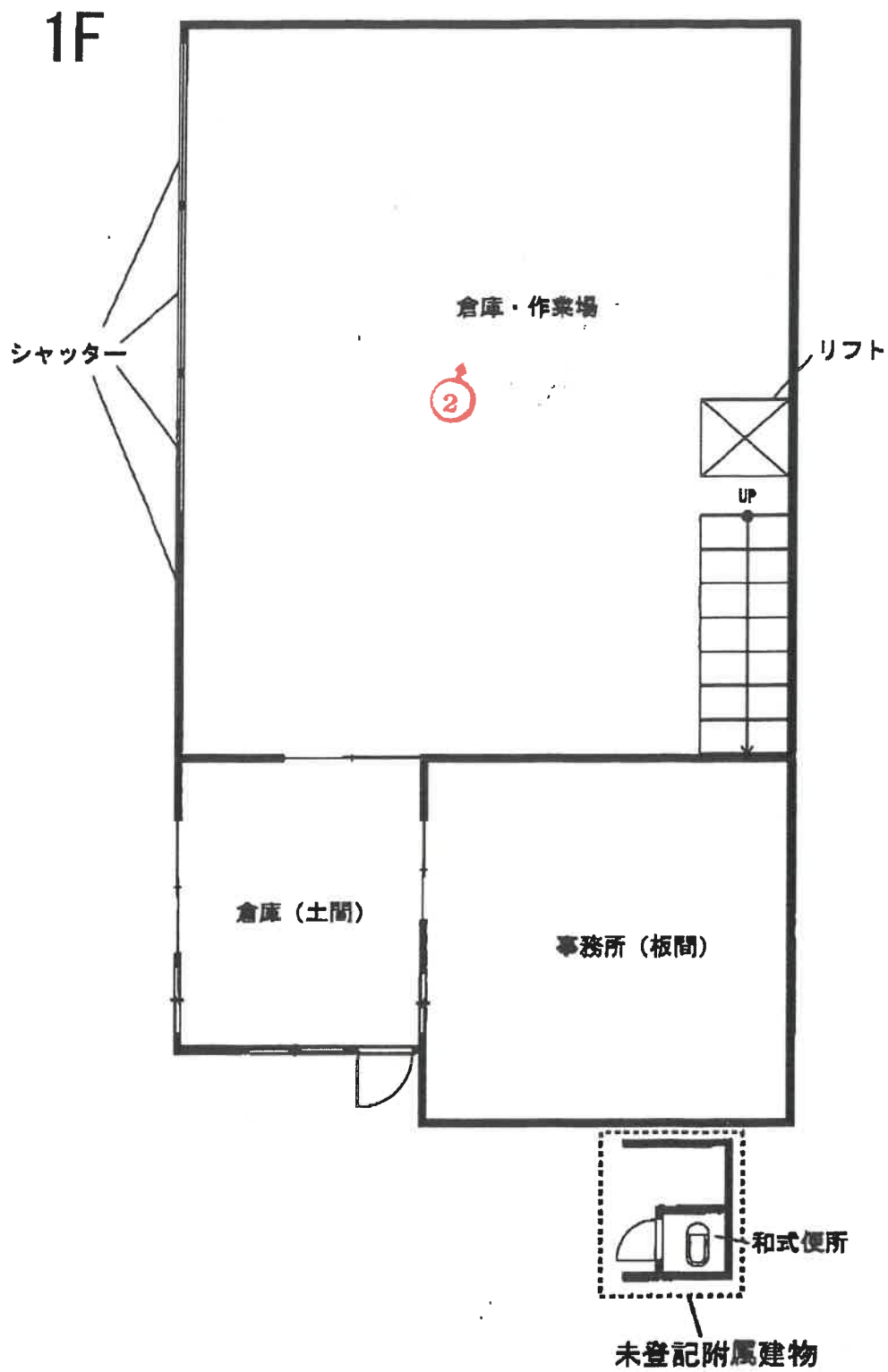
☒ 令和8年7月7日
本件建物は, 全戸不在で施錠されていたので, 立会証人を立ち会わせ, 特別代理人から拝借した合鍵により解錠し, 本件建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

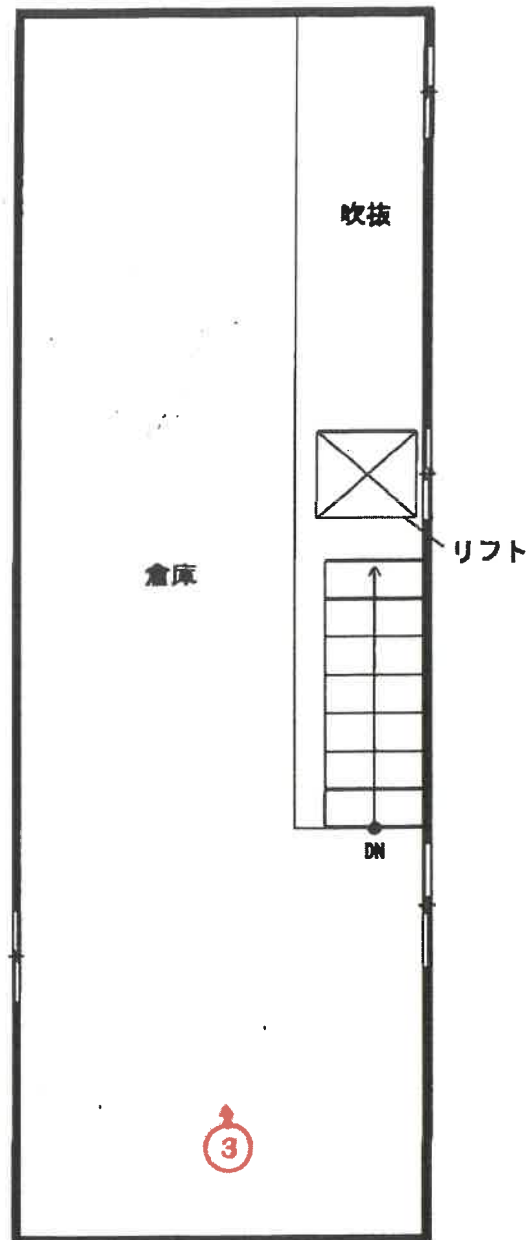
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物配置図（概略）





2F



建物間取図
(概略)

物件 2



①屋外の状況

物件 1



②屋内の状況
倉庫・作業場



③屋内の状況
倉庫



④屋外の状況

未登記附属建物



⑤屋外の状況

簡易物置



⑥屋外の状況

簡易物置



⑦屋外の状況



⑧屋外の状況

庭石の状況

令和8年(ケ)第 19 号
令和8年 6月15日 受理
令和8年 7月 7日 現地調査
令和8年 7月28日 評価
発行番号 2026017 号

名古屋地方裁判所岡崎支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

渡辺 一 石

第1 評価額

一 括 価 格	
金 17,960,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 15,720,000 円
物件2（建物）	金 2,240,000 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	西尾市小島町郷前 111番 宅地 1466.02平方メートル	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	西尾市小島町郷前111番地 111番 倉庫・事務所・作業場 鉄骨造スレート葺2階建 1階 144.36平方メートル 2階 68.76平方メートル	特記事項参照
番号	特記事項		
2	下記の未登記附属建物がある。 種類：便所 構造：木造スレートぶき平家建 床面積：約3平方メートル（テープ概測による）		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	名鉄西尾線「桜町前」駅 東方 道路距離約3.1km 名鉄東部交通バス「小島」バス停 西方 道路距離約200m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	農地の中に一般住宅、倉庫等が見られる地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 — 60% 200% — 宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 1,466.02㎡ 北東側間口 約29m、奥行 約52m 形状 ほぼ長方形	
接面道路の状況	北東側にて幅員約6mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号道路）、北側にて幅員約10mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号道路）、北西側にて幅員約5mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号道路）に、各々概ね等高に接面する三方路である。	
土地の利用状況等	物件1は物件2の建物の敷地として利用されている。 隣地は一般住宅、農地等である。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 なし (前面道路になし) 下水道 なし (公共下水道供用区域外)	
土壌汚染の可能性の調査	有害物質指定特定施設事業所届出リストに掲載は無く、登記事項証明書上・住宅地図上に対象地の価格形成に影響を及ぼす土壌汚染の可能性(正確には専門的測定を要す)を示す履歴は特に存しなかった。	

特 記 事 項	1. 接道について 北側幅員約10m市道とは、敷地の北側にて幅約4m接道するのみであり、主要な間口となる道路は北東側幅員約6m市道である。 2. 法令上の規制について 対象不動産は登記事項証明書から線引後宅地と確認できる。 なお、西尾市役所建築課にて調査したところ、当該土地に開発許可や建築許可の履歴を確認することはできなかった。そのため、現地上建物（物件2）の法令上の建築根拠は不明である。 買受希望者は当該土地建物の適法な利用や、適法な建物の建替えについて、西尾市役所建築課にて事前協議をすることが望ましい。 3. 西尾市洪水ハザードマップで以下の区域に該当する。 浸水深 3.0～10.0m未満 4. 敷地内に簡易物置2つ、庭石、立木あり（土地建物配置図（概略）参照）。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記記載) 昭和48年1月日不詳新築 昭和59年9月20日増築 経過年数 約53年 経済的残存耐用年数 約0年
仕 様	構造 鉄骨造2階建 屋根 スレート葺 外壁 金属板等 内壁 金属板等 天井 スレート等 床 土間、板間等 設備 電気、給水等 その他 —
床面積(現況)	登記床面積 213.12㎡ 未登記増改築部分なし
現況用途等	現況用途 倉庫・事務所・作業場 間取り 倉庫・作業場＋事務所 (附属資料 建物間取図(概略)のとおり)
品 等	やや劣る
保守管理の状 態	劣る
建物の利用状 況	「現況調査報告書に記載のとおり」
特記事項	1. 建物は老朽化が進行している。 2. 建物内に在庫品等が残置されている。

区 分	未登記附属建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記記載) 不明 経 過 年 数 不明 経済的残存耐用年数 約 0 年
仕 様	構 造 木造平家建 屋 根 スレートぶき 外 壁 板張り等 内 壁 板張り等 天 井 板張り等 床 板張り等 設 備 ー その他 ー
床面積(現況)	床面積 約 3 m ² (テープ概測による)
現 況 用 途 等	現況用途 便所 間取り 便所 (附属資料 建物間取図 (概略) のとおり)
品 等	劣る
保守管理の状 態	劣る
建物の利用状 況	「現況調査報告書に記載のとおり」
特 記 事 項	1. 建築時期等の詳細は不明である。 2. 老朽化が相当進行しており、使用が困難な可能性がある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	45,000	0.42	1,466.02	0.90	24,940,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示地等：公示地 西尾－19

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 45,400 \text{ 円/㎡} & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 101 & = & 45,000 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & & & & (\text{上三桁未満四捨五入}) \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：形状1.00

◇地域格差：街路、交通、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：三方路1.06×規模大0.70×線引後宅地0.70×樹木・庭石等0.80＝0.42

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：地上建物の存在による減価率を 10 %と判定した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2 主	165,000	213.12	0.02	700,000
未符	99,000	3.00	0.01	10,000
合計				710,000

ウ 現価率：

< 主である建物 >

$$\begin{aligned} \cdot \text{現価率} &= \left[\text{残価率 } 3 \% + (1 - \text{残価率 } 3 \%) \times \frac{\text{経済的残存耐用年数 } 0 \text{ 年}}{\text{経済的残存耐用年数 } 0 \text{ 年} + (\text{経過年数 } 53 \text{ 年})} \right] \\ &\times (1 - \text{観察減価等 } 30 \%) = 0.02 \end{aligned}$$

< 符号1 >

$$\begin{aligned} \cdot \text{現価率} &= \left[\text{残価率 } 1 \% + (1 - \text{残価率 } 1 \%) \times \frac{\text{経済的残存耐用年数 } 0 \text{ 年}}{\text{経済的残存耐用年数 } 0 \text{ 年} + (\text{経過年数 } \text{不明 年})} \right] \\ &\times (1 - \text{観察減価等 } 0 \%) = 0.01 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	24,940,000	0.10	場所的利益	2,490,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) {(ア±イ)-ウ} ×エ×オ
1	24,940,000	－ 2,490,000		1.00	0.70	15,720,000
2	710,000	＋ 2,490,000	0	1.00	0.70	2,240,000
一括価格(合計)						17,960,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格等 : 公示地 西尾ー 1 9

所 在 : 愛知県西尾市八ツ面町上泡原 9 9 番

価 格 : 45,400 円/㎡

位 置 : 名鉄西尾線「桜町前」駅の東方道路距離1.5 k m

価 格 時 点 : 令和 8 年 1 月 1 日

地 積 : 宅地 749㎡

供給処理施設 : 水道、下水

接 面 街 路 : 南東側7.0m市道に接面

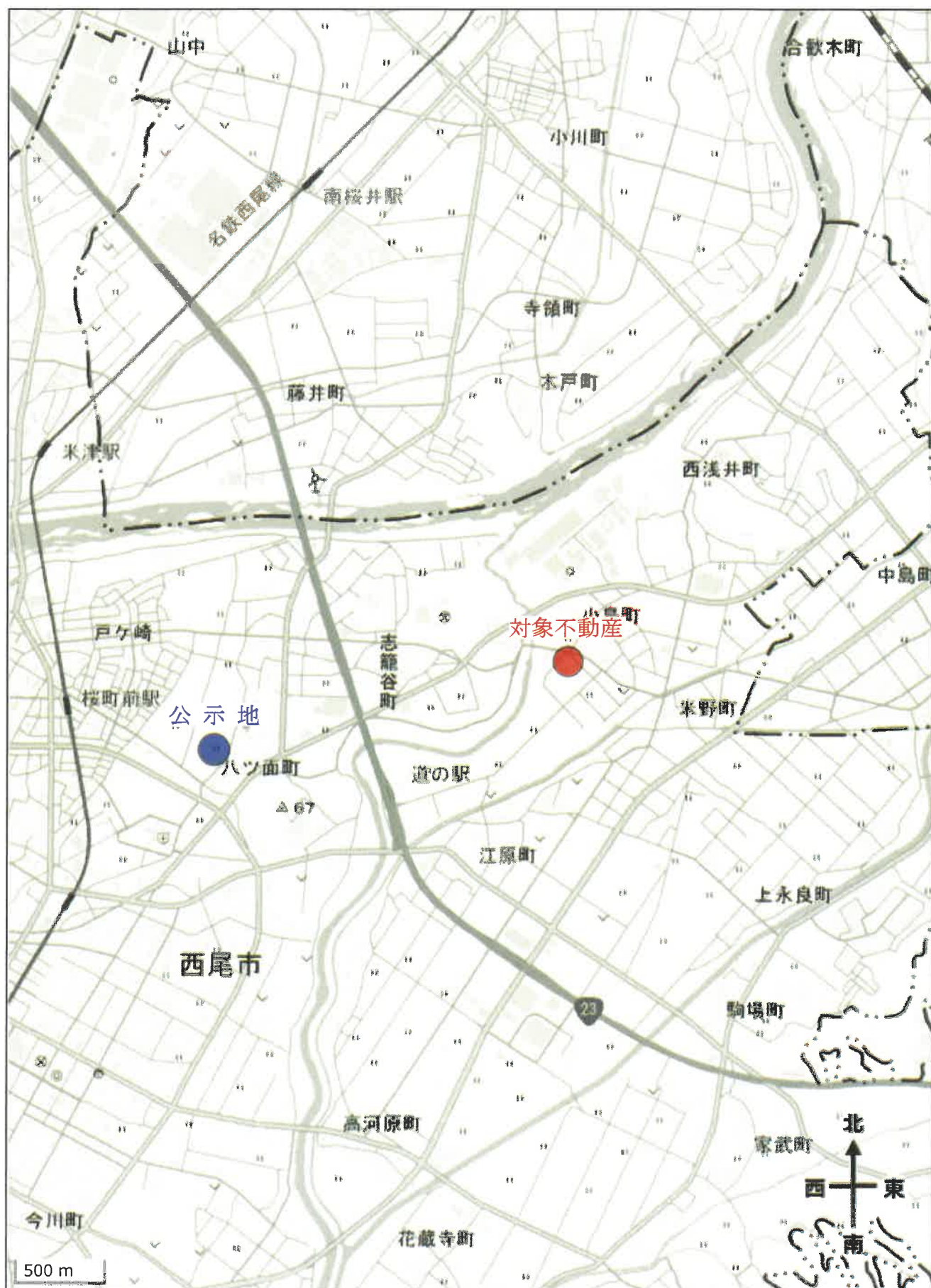
用 途 指 定 等 : 市街化調整区域(建ぺい率60%, 容積率200%)

地 域 の 概 要 : 農家住宅、一般住宅が混在する住宅地域

第7 附属資料

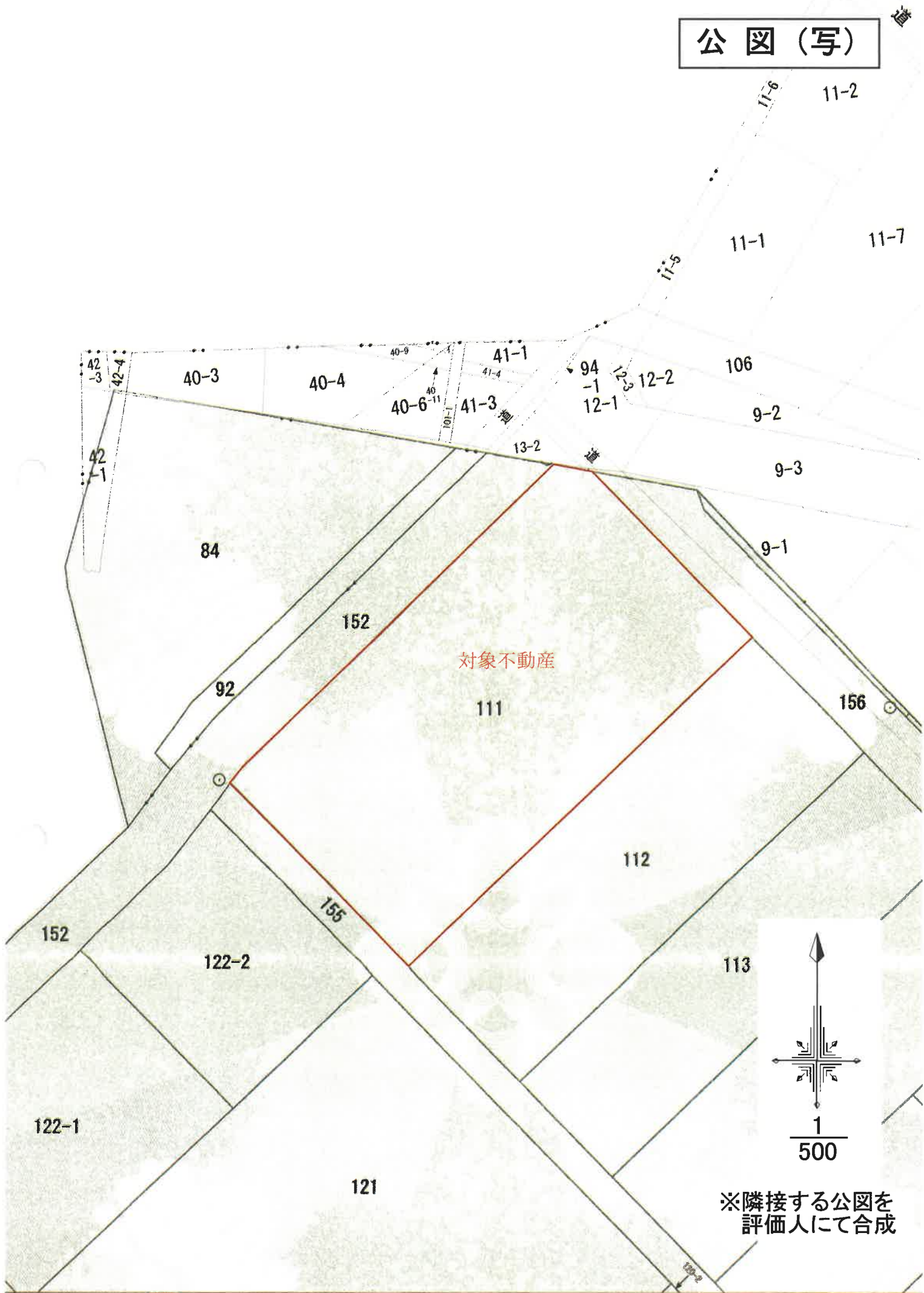
- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図 (写)
- 4 建物図面・各階平面図 (写)
- 5 土地建物配置図(概略)
- 6 建物間取図(概略)
- 7 現況写真

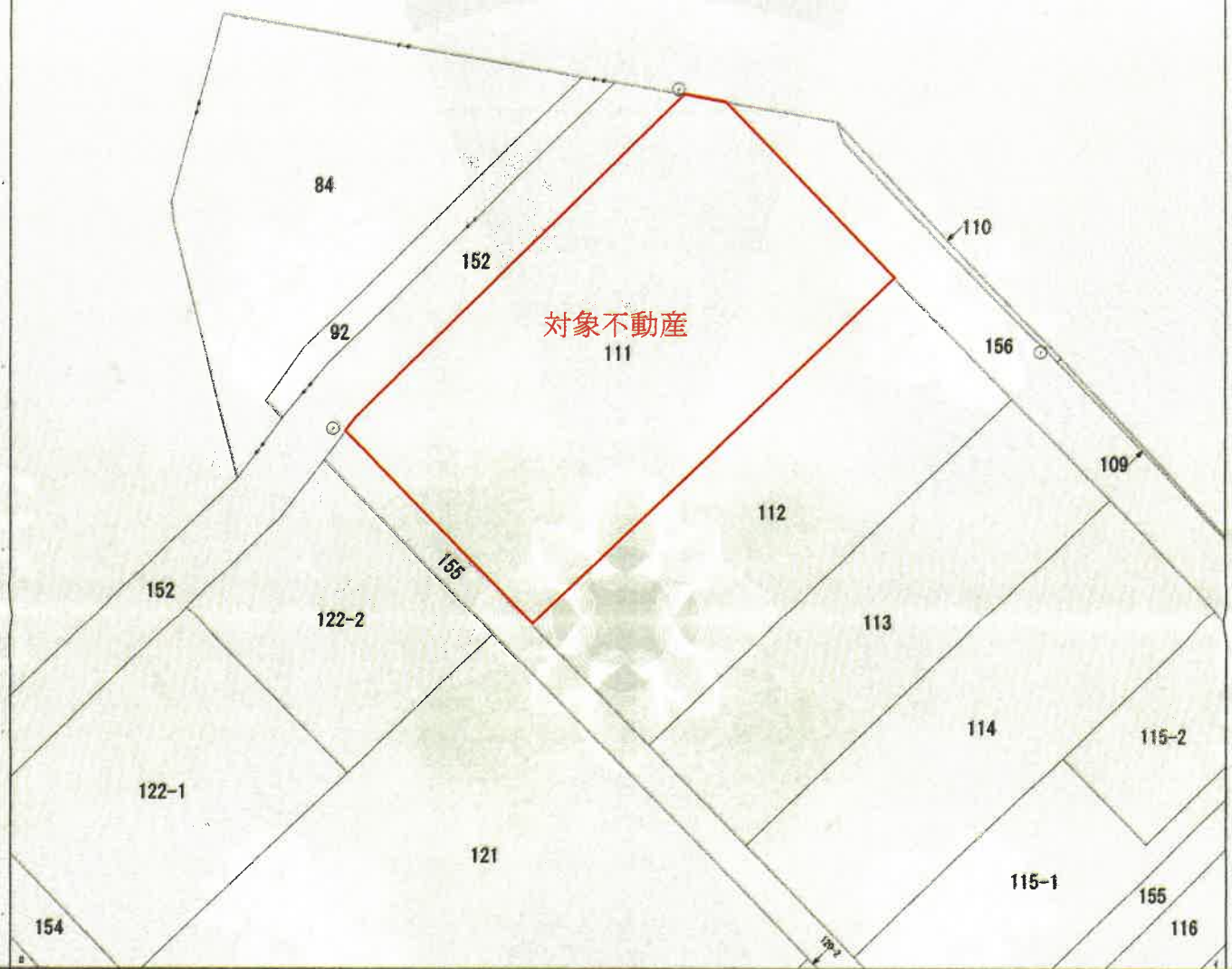
以 上





公 図 (写)





請求部	所在	西尾市小島町郷前				地番	111番			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系 番号又は 記号		分類	地図(法第14条第1項)国調法1 9-5指定	種類	土地改良所在図	
作成年月日	昭和62年3月28日			備考 年月日 (原図)	昭和62年4月18日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局西尾支局管轄)

令和8年1月29日

名古屋法務局岡崎支局

登記官

請求番号: 5-1

(1/1)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局西尾支局管轄)
令和8年1月29日 名古屋法務局岡崎支局

名古屋法務局岡崎支局

請求番号: 5-4

18番

面
区
物
建

建物の所在

——西尾市小島町界前 1.3 番地 1

如美前小島町郷前 11番地

4.18 变

積求

(A)	15.50	×	3.60	=	55.8000
(B)	16.40	×	5.40	=	88.5600

計 144,3600

床面積 144.36 ㎡

一

2 附

(單位) 元)

卷之四

(昭和60年 7月25日作製)

申請人

緒尺 1/250

新入 1/500

A 4 判に縮小

5. 10. 7. 5

登記年月日：昭和62年4月18日

003210

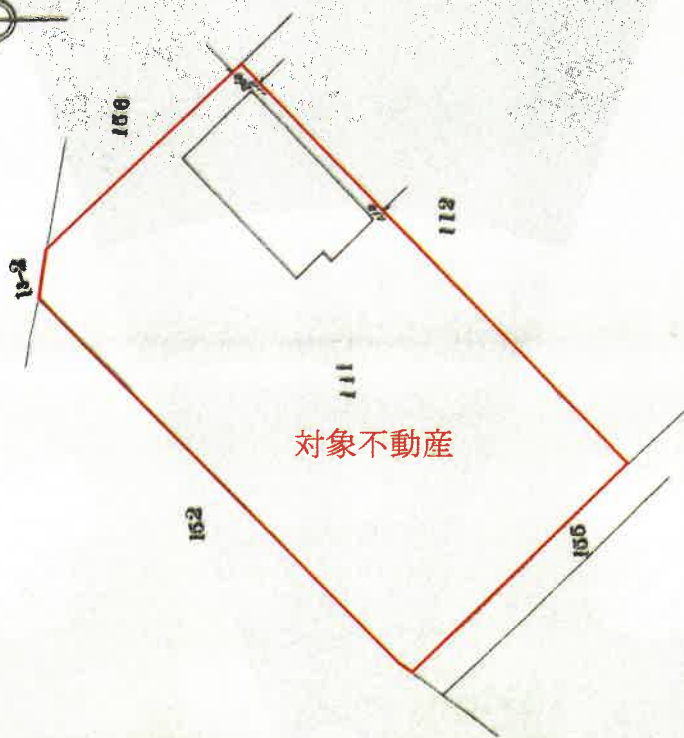
各階平面図

家屋番号 111番

建物 面

建物の所在

西尾市小島町御前



A4判に縮小

縮尺 1/500

申請人

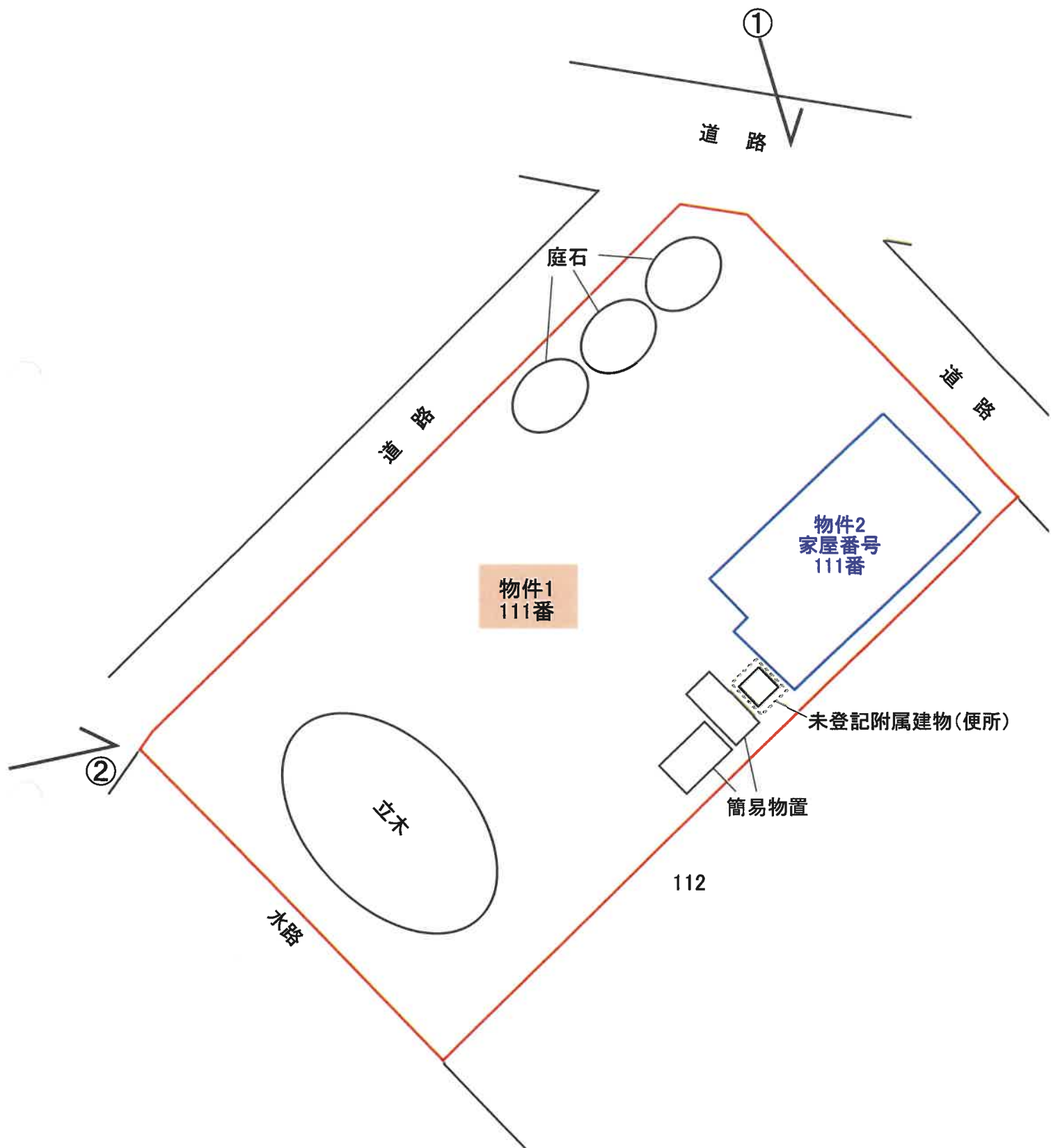
縮尺 1/

製作者 (昭和62年2月18日作製)

請求番号：5-3

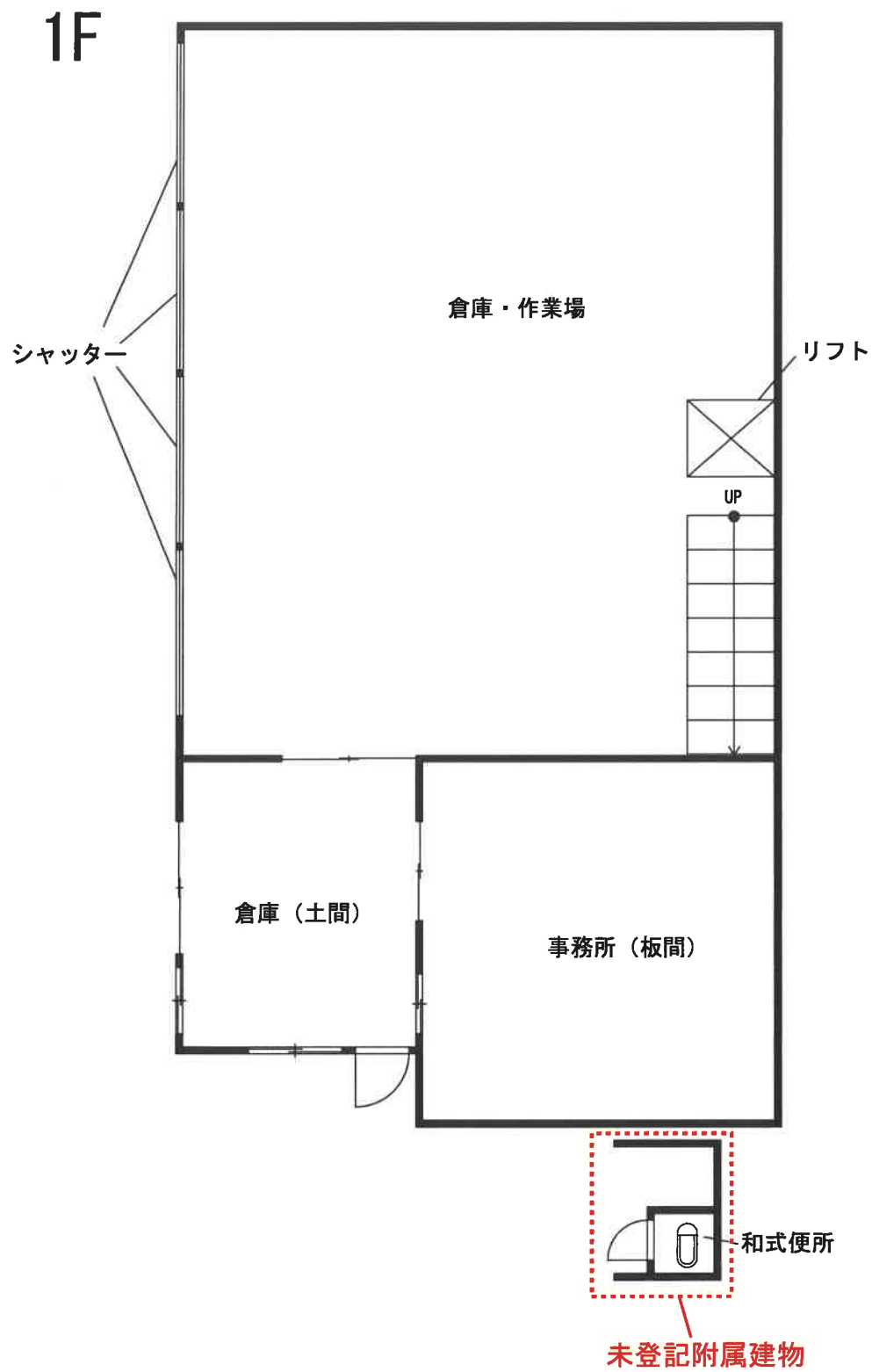
これは図面に記録されている内容を証明した図面である。
(名古屋法務局西尾支店管轄)
令和8年1月29日 名古屋法務局岡崎支店 登記官

土地建物配置図（概略）



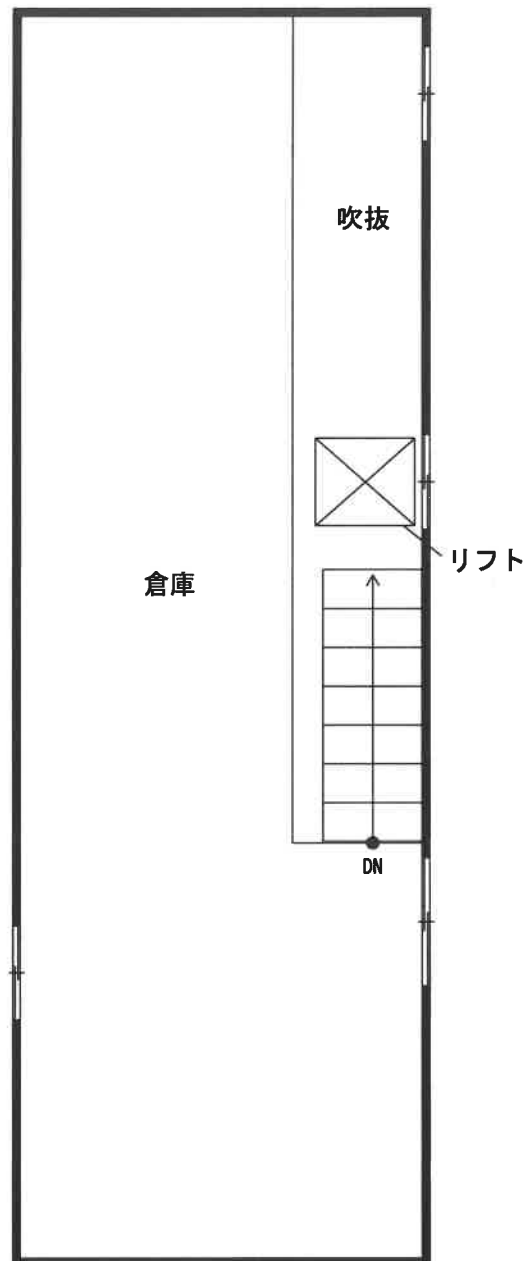
矢印は写真撮影方向を示す



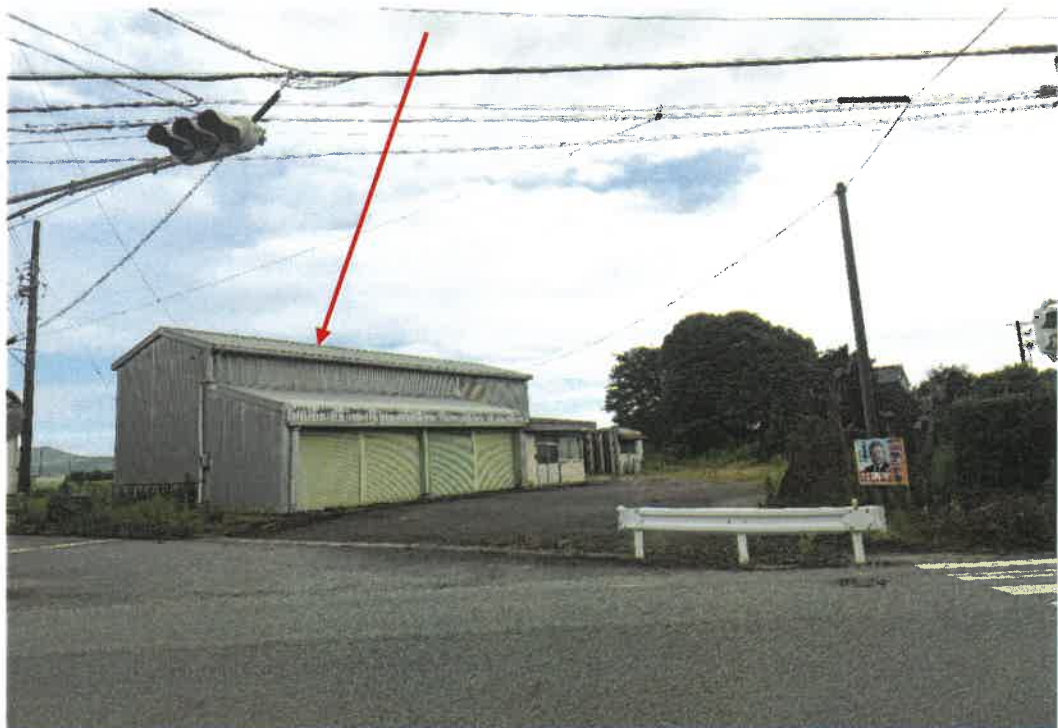


建物間取図
(概略)

2F



建物間取図
(概略)



写真番号1



写真番号2